

## 第29節 永住者の配偶者等

### 第1 在留資格の審査

#### 1 永住者の配偶者等の在留資格について

「永住者の配偶者等」の在留資格は、永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者を受け入れるために設けられたものである。「本邦に在留中に行うことができる活動の範囲に制限はない」という言い方がなされることがあるが、入管法第7条第1項第2号には、「別表第2の下欄に掲げる身分若しくは地位を『有する者としての活動』と定められているのであり、その活動を逸脱することはできないことに留意する。

#### 2 該当範囲

入管法別表第2の「永住者の配偶者等」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

具体的には、次の（1）から（3）の身分を有する者としての活動が該当する。

##### （1）永住者等の配偶者の身分を有する者

（注1）「配偶者」とは、現に婚姻関係中の者をいい、相手方の配偶者が死亡した者又は離婚したものは含まれない。また、婚姻は法的に有効な婚姻であることを要し、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚の者は含まれない。

（注2）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあつて社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、永住者等の配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

##### （2）永住者等の子として本邦で出生し、出生後引き続き本邦に在留する者

（注1）出生の時に父又は母のいずれか一方が永住者の在留資格をもって在留していた場合又は本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父が死亡のときに永住者の在留資格をもって在留していた場合が、これに当たる。

（注2）本人の出生後、父又は母が永住者の在留資格を失った場合も、「永住者」の在留資格をもって在留する者の子として出生したという事実に影響を与えるもので

はない。

(注3)「子として本邦で出生した者」とは実子をいい、嫡出子のほか、認知された非嫡出子も含まれるが、養子は含まれない。

(注4)「本邦で出生したこと」が必要であり、永住者の在留資格をもって在留する者の子であっても、母が再入国許可を受けて出国し外国で出産した場合等外国で出生した場合は該当しない。

(3) 特別永住者の子として本邦で出生し、出生後引き続き本邦に在留する者

(注1) 通常は、特例法第4条による特別永住許可申請を行い、特別永住者として在留することとなるが、同条所定の申請期限(出生後60日以内)が経過してしまったことにより、同申請を行うことができない者に対しては、「永住者の配偶者等」の在留資格を付与することとなる。この場合は、併せて特例法第5条による特別永住許可申請を行うよう案内する。

(注2) 特例法第2条第2項において、「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後「引き続き」本邦に在留する者と規定されていることから、特例法第5条に基づき特別永住を許可する場合には、「引き続き」本邦に在留していることが必要である。

### 3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 共通事項

(ア) 申請書

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]

(イ) 提出資料

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

イ 永住者等の配偶者の身分を有する者

法律上の婚姻関係だけではなく、当該婚姻が実体を伴うものであることについて、提出資料等により判断する。

(ア) 外国の機関が発行する婚姻証明書

[Redacted text block]

(イ) 住民票

[Redacted text block]

(ウ) 納税証明書

[Redacted text block]

(エ) 身元保証書

- ① [Redacted text block]
- ② [Redacted text block]

(オ) 質問書 (認定・変更用)

- ① [Redacted text block]

- [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ④ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

(カ) 交際・交流に関する立証資料

[Redacted]

(キ) 提出資料の追加請求

[Redacted]

(ク) 実態調査

[Redacted]

ウ 永住者等の子として出生した者の身分を有する者

[Redacted]

(2) 在留期間の更新時

ア 共通事項

上記(1)アに同じ。

イ 永住者等の配偶者の場合

(ア) 質問書(更新用)

[Redacted]

(イ) [Redacted]

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
(注1) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(注2) [Redacted]  
[Redacted]

(3) 「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの在留資格変更許可申請の場合

「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更については、「やむを得ない特別な事情」があることが必要である。「やむを得ない特別な事情」がある場合とは、次のようなものをいう。

ア [Redacted]  
[Redacted]

イ [Redacted]

#### 4 審査に当たってのその他の留意事項

(1) 経費支弁能力について

第28節第1の4(1)参照。

(2) 申請人が配偶者である永住者等と別居している場合について

ア [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

イ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

ウ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(3) 離婚調停又は訴訟中の者について

ア [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(4) 在留資格該当性がないことを理由として不許可とする場合について

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

(5) 入管法第 5 条に該当する者から在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い  
第 2 8 節第 1 の 4 (5) 参照。

5 立証資料

第 3 1 節別表のとおり

6 在留期間

施行規則別表第 2 の「永住者の配偶者等」の項の下欄に定める在留期間は、「5 年」、「3 年」、「1 年」又は「6 月」とされており、いずれの在留期間を決定するかの運用は以下のとおり。

永住者等の配偶者の場合

在留期間	運用

5年	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑤ 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間が3年を超えるものに限る。）</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの</p> <p>② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が6月を超え1年以内のもの</p>
6月	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。）</p> <p>② 夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

- 2 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]

永住者等の子の場合

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人又は申請人を扶養する親が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行しているもの ② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの ③ 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子にあっては、小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの ④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの
3年	次のいずれかに該当するもの ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの
1年	次のいずれかに該当するもの ① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの ③ 滞在予定期間が6月を超え1年以下のもの
6月	滞在予定期間が6月以下のもの

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

- 2 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]

第12編 在留資格

イ

(2)

第2 応用・資料編

第28節日本人の配偶者等の応用・資料編参照。